

～いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」社会をともにつくるために～ 「横浜市いじめ防止基本方針 改定素案」について 市民意見募集を実施します

横浜市では、昨年3月に公表したいじめ重大事態の調査・検証結果を踏まえ、未然防止から要調査の段階までの14の再発防止策を策定し、取組を進めています。SNSの普及等により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案も複雑化・多様化していることを踏まえ、再発防止の取組の中で今後とも大切にしていきたいポイントをまとめて、いじめ防止対策の基本を定める「横浜市いじめ防止基本方針」に反映します。

このたび、本基本方針の改定素案を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。また、こども基本法及び横浜市こども・子育て基本条例の趣旨を踏まえ、子どもの意見を反映するため、やさしい版等の資料を用いて意見を募集します。

●いじめ防止のためのポイントと方針の主な内容

ポイント1 子どもの視点に立った対策を進めるため、子どもの意見の反映や意思の尊重

いじめ防止について子どもの意見を聞き、反映に努めることや、いじめ事案の対応について、子どもの意思を尊重することなどを方針の随所に明記し、子ども視点の対策を一層進めます。

ポイント2 いじめの未然防止や対処に向けた保護者や市民等の役割を具体化

SNSを通じたいじめの広がりやその対応の難しさを踏まえ、家庭内でSNSの使い方について教えるなど、保護者の役割を具体的に記載します。また、子どもに関わる活動を行う市民等の役割として、発生したいじめに関し、当事者として問題に向き合い、対応することを明記します。

ポイント3 子どもの心の変化等を捉え、早期発見につなげる取組を強化

子どもの心の変化等を捉えていじめの早期発見につなげられるよう、1人1台端末を活用した心の健康観察をはじめとするデジタル技術を活用した取組やSC（スクールカウンセラー）等の専門職の活用取組の強化について、盛り込みます。

ポイント4 いじめ重大事態調査の速やかな実施とそのための仕組みを構築

いじめ対応等の専門部署を新たに立ち上げ、一元化した情報をもとに、専門家を交えて迅速に重大事態を判断。いじめを受けた児童生徒に寄り添った調査の実施と仕組みを盛り込みます。

ポイント5 区役所・児童相談所等の関係機関との連携の推進

子どもが抱える困難や課題は様々な要因が重なり合うことを前提に、区役所、児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施すること等を記載します。

【裏面あり】



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



●市民意見募集の概要

1 意見募集期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月24日（月）まで

2 ご意見の提出方法

【一般】 【やさしい版】 【もっとやさしい版】

○横浜市電子申請・届出システム

右の二次元コードからアクセスし、ご入力ください。



○電子メール・FAX・郵送の宛先

電子メール：ky-jinkenjidoseito@city.yokohama.lg.jp

F A X：045-671-1215

郵 送：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

横浜市教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課宛て

※電子メール、郵送、FAXでご提出いただく場合は、素案のどの部分に関連する意見かを明記の上、件名に「市民意見募集」と入れてお送りください。書式は問いません。

3 意見募集に関する注意事項

○ご意見の概要は、横浜市の考え方と併せて、個人情報を除き、後日、市のホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。なお、個人の特定につながるものや第三者の利益を害するおそれのあるものなどは、公表しない場合があります。

○ご意見を正確に把握するため、お電話又は口頭でのご意見は受け付けておりませんので、ご了承ください。

○ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って適正に管理し、この意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。

4 横浜市いじめ防止基本方針改定素案（全文）などの関係資料の閲覧・入手方法

○市民情報センター、各区役所広報相談係で配布します。（素案の全文は閲覧のみ）

○横浜市いじめ防止基本方針改定素案の全文は、本市のホームページからご覧いただけます。



URL：

検索

横浜市 いじめ防止基本方針

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20170608131757.html>

○やさしい版、もっとやさしい版は、市立学校を通じて子どもたちに配布します。

○やさしい版の英語版、中国語版は、本市ホームページでご覧いただけます。

5 今後の予定

令和7年4月 パブリックコメントの結果公表（横浜市のホームページで公表します。）

方針改定（その後、各市立学校の学校いじめ防止基本方針の改定を行います。）

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長

松田 肇

Tel 045-671-3706



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

